

《 令和元年度 児童発達支援事業計画 》

① 支援内容

受入れにあたっては全ての年齢の子どもが親子療育の利用からスタートし、子どもの発達課題について保護者と共通理解をし、将来子どもが自立できる力を養える療育を行う。

(1) 親子療育（1，2歳児 ・ 3歳児以上は5回の親子療育後 単独療育に移行）

療育を開始される子どもに、今後の療育課題や目標、支援内容について保護者と共通理解をするために親子で通園（全5回）をしていただく。また、子どもへの関わり方に悩んでおられる保護者の思いを受け止めながら、療育を通して良好な親子関係が築けるよう支援をする。

(2) 単独療育（3歳児以上）

生活の基盤である家庭や並行通園先（保育所・幼稚園など）での活動に困らないよう、保護者と確認した支援内容や、関係機関との連携の中でのアドバイスを参考にし、からだづくり・情緒の安定・意思伝達の力など、集団生活に適応できる力を育て、将来の自立に向けてのベースづくりを行う。

(3) 療育時間

- ・（午前） 9時30分～11時30分 （午後） 13時30分～15時30分
- ・今年度も保護者や並行通園先のニーズに合わせ、臨機応変な対応を努める。

② 保護者支援

(1) 個別面談の実施

- ・必要に応じて、随時三者（保護者・並行通園先・つくし園）面談の実施。
- ・5歳児においては、就学に向けての五者面談を実施し共通理解を図る。

※五者：保護者・並行通園先・担当保健師・アドバイザー・つくし園

- (2) 専門職種（臨床発達心理士・作業療法士等）による療育支援、保護者支援を行う。
- (3) 子どもの生活基盤である家庭支援を関係機関と連携を密にする。
- (4) 保護者どうしの交流が図れる場を提供する。（家族の会）
- (5) 日頃の療育の様子を見ていただくために、療育参観日を設定する。（7月、3月）

③ 関係機関との連携

- (1) 保護者の了解を得て、医師、心理士・作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等と初期評価情報など情報共有に努める。
- (2) 並行通園先との連携を密に図り、支援の情報共有に努める。

④ その他

- (1) 保護者に支援ファイル・移行支援シートの活用を積極的に勧め、支援の継続性を高める。

